



便所の清掃に塩酸などの劇薬を使わないでください。
浄化槽の中で働く微生物が死んだり、弱ったりして機能が台無しになります。



トイレトペーパーの使いすぎに気をつけ、紙おむつ、タバコの吸殻などを絶対に流さないでください。



浄化槽の電源は絶対に切らないように。
ブロワーの空気の入口は、塞がないように注意してください。

家庭から排出されるし尿などを確実に処理することは、生活環境を守るため大切なことです。

この汚水を衛生的に処理する「浄化槽」は、微生物の働きを利用し水を浄化するため、下水道の整備がまだ進んでいない地域で、普及をしています。しかし、この浄化槽も使い方が悪かったり、維持管理をしないと、放流水質が悪くなつて、悪臭を放つようになり、隣近所に迷惑をかけることにもなります。この浄化槽の日をきっかけに正しい使用方法、維持管理について考えてみましょう。

浄化槽の維持管理

浄化槽の約八割を占めている家庭用浄化槽は、各家庭に管理責任があります。浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、次のような義務を課しています。
なお、浄化槽の取り扱いには、専門的知識・技能や担当の経験、器具機械を必要とします。専門業者に委託し、適正な維持管理をしましょう。

浄化槽の管理者に義務づけられた維持管理の三本柱

一、浄化槽保守点検

(機能の診断・調整修理や消毒薬の補給)
→ 県知事の登録業者

二、浄化槽清掃

(中にたまる汚泥の除去など)
→ 市の許可業者

三、浄化槽検査

(使用開始後、六〜八カ月の間の水質検査、毎年一回の定期水質検査)
指定検査機関
(財)中部微生物研究所
(0537-6-2222)

住みよい環境を考える

「浄化槽の日」

10月1日

☆浄化槽の保守点検や清掃および指定機関の行う水質検査は、法律で定められた回数を実施し、その記録を三年間保存しなければなりません。